

申請に対する処分（審査基準）について
保安検査（移送取扱所）

所管所属	消防チーム
------	-------

審査基準

1 （法律上の規定による基準）

消防法第10条第4項

製造所、貯蔵所及び取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準は、政令でこれを定める。

危険物の規制に関する政令第18条の2

危険物の規制に関する政令第8条の4

危険物の規制に関する規則第62条の3第3項

（保安に関する検査の申請書等の様式）

第62条の3 法第14条の3の規定による保安に関する検査を受けようとする者は、屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の区分に応じて別記様式第27又は別記様式第28の申請書を市町村長等に提出しなければならない。

2 令第8条の4第2項ただし書の規定の適用を受けようとする者は、別記様式第29の申請書に変更を必要とする理由を記載した書類を添えて市町村長等に提出しなければならない。

3 市町村長等は、保安に関する検査を行つた結果、特定屋外タンク貯蔵所（岩盤タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所及び地中タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所を除く。）にあつては第20条の4第2項第2号及び第20条の8に定める技術上の基準、岩盤タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所にあつては第22条の3（同条第3項第1号を除く。）に定める技術上の基準、地中タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所にあつては告示で定める技術上の基準、移送取扱所にあつては第28条の3から第28条の51で、第33条第2項、第36条及び第38条の3に定める技術上の基準に適合していると認めるときは、別記様式第30の保安検査済証を交付するものとする。

危険物の規制に関する規則第62条の2～第62条の2の6